

令和2年1月20日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務所の修繕、計画的な備品更新等に備える財源に充てるため、伊達市社会福祉協議会施設整備積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

(管理)

第2条 積立金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第3条 積立金の運用から生ずる収益は、この積立金に編入するものとする。

(処分)

第4条 積立金は、事務所の修繕・備品等の更新に必要な財源に充てることとし、予算に計上して処分することができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか積立金の管理及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月20日から施行する。